

第24日

平成25年3月21日（木）

午前10時零分開議

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。
なお、本日の出席議員は20名で、会議は成立いたします。
本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。
これより追加議案等の上程を行います。

本日、市長から議案4件の送付を受けました。これを一括上程し、市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。皆さん方には連日の御審議まことにありがとうございます。ただいまから、本日追加提案しました議案につきまして提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、第41号議案平成24年度朝倉市一般会計補正予算第10号につきましては、国の補正予算第1号に伴い、過疎地域等自立活性化推進交付金事業に過疎集落等の維持及び活性化を図るための過疎集落等自立再生緊急対策事業が新たに追加されましたが、新規事業であったため、国の内示を待って補正しようとするものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、予算総額を290億3,954万3,000円といたしました。

次に、第42号議案朝倉市副市長の選任につきましては、朝倉市副市長埤本潔が本年3月31日に退職することに伴い、新たに片山潔を朝倉市副市長として選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

第43号議案朝倉市固定資産評価員の選任につきましては、朝倉市固定資産評価員埤本潔が本年3月31日に退職することに伴い、新たに片山潔を朝倉市固定資産評価員として選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

最後に、第44号議案朝倉市教育委員会委員の任命につきましては、朝倉市教育委員会委員草場厚子の任期が本年5月12日に満了することに伴い、新たに月俣潤子を朝倉市教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様には十分なる御審議を賜り、御議決、御同意いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（手嶋源五君） 補足説明があれば承ります。

以上で提案理由の説明を終わりました。

追加議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いをいたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせのとおり同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第41号議案平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第42号議案朝倉市副市長の選任についてを議題といたします。質疑ありませんか。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 2点お尋ねいたします。

まず1点目は、タイミングの件なんですけれども、一身上の御都合ということでいたし方ない部分があると思うんですが、来年度は市長の最後の仕上げの年でございます。そういった中で事務方のトップである、また、市長の右腕である副市長がおかわりになるということは大変不安を覚えます。その点について市長がいかがお考えなのかということをお尋ねします。

2点目は、新しい副市長なんですけど、私は、市役所の中から生え抜きの方を選ぶというのも一つの選択肢ではないかなというふうに思っております。今回も県のほうからお招きになるということをお考えのようですが、その点について狙いをお尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今言われましたように、私の任期はあと1年でありますから、当然平成25年度はその仕上げの年ということになります。そこで副市長が変わるのについて不安がないかということのようでもありますけれども、確かに今まで、埴本副市長、しっかり頑張っておられました。そういう点では全然ないとは言えないかもわかりませんが、その分、副市長のもとで頑張ってくれた市の職員がしっかり受け継いで努力をしていただけたというふうに思っておりますので、そのような心配のないような形でやらせていただきたいということでもあります。

もう1件、市役所内部からというのはどうかという話でもありますけれども、それはいろいろ考え方があろうかと思えます。確かに朝倉市役所の現役の職員あるいはOBの方にしても優秀な方がいらっしゃいます。ただ、いろんな事業の今進めている関係、県との関係もございまして、今回も県から来ていただくという形をとらせていただいたということでもありますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第43号議案朝倉市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第44号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、議案等の質疑は終わりました。

次に、議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第41号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、常任委員会において御審査をいただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。第42号議案、第43号議案及び第44号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第42号議案朝倉市副市長の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第43号議案朝倉市固定資産評価員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第44号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり同意されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時40分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり、審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第19号議案ほか6件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 平田梯子君登壇)

○総務文教常任委員長(平田梯子君) ただいま議題となりました第19号議案ほか6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第19号議案朝倉市情報公開条例及び朝倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律が公布されたことに伴い、平成25年4月より、国有林野事業が国営企業でなくなることから、朝倉市情報公開条例及び朝倉市個人情報保護条例の規定中、国が経営する企業の規定を削除するものです。

本委員会といたしましては、法令の改正に伴う規定の整理であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第21号議案朝倉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、平成25年4月から旅行雑費の定額支給を廃止し、実費支給に変更しようとする

ものです。

執行部の説明によりますと、旅行雑費については、これまで県内、県外の地域を区分し、その支給対象地域に出張する場合は650円または1,300円の定額の旅費雑費を同一地域内旅行における交通費及び通信連絡費として支給していましたが、これを廃止し、実際に要した額に相当する額を支給する実費支給に改めるとのことです。

本委員会といたしましては、今回の改正により、約250万円程度の経費削減が見込まれることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案朝倉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、上秋月運動広場及び福田運動広場を平成25年4月から朝倉市体育施設として設置しようとするものです。

執行部の説明によりますと、上秋月運動広場は旧上秋月小学校跡地であった土地を市が平成21年11月の臨時会で、観光シーズンにおける安川・秋月・上秋月地区の渋滞緩和のため臨時駐車場として、さらには当該地区の活性化事業に活用するため、取得すると議決をした土地であるとのことです。

購入後、整備を進めてきましたが、平成25年4月から上秋月運動広場として使用料無料の市の体育施設として設置するもので、運動広場のほか、当初の計画どおり観光用駐車場としても活用するとのことです。また、福田運動広場の土地は、市への寄附の申し出を受け、グラウンドゴルフなど手軽にスポーツが楽しめる施設として活用するもので、整備のうえ、同じく平成25年4月から使用料無料の体育施設として設置するものです。両施設とも地元がその維持管理にあたるとのことです。

本委員会といたしましては、特に上秋月運動広場は地元が体育施設として使用し、また、春秋の観光シーズンは駐車場としても今後利活用していくとのことであり、渋滞緩和も見込まれるなどの地元の生活環境改善も図られることなどから、市としても地元との関わりを持ちながら、地域の活性化に役立つ施設となるよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第27号議案朝倉市秋月郷土館条例の制定についてであります。

本案は、平成21年5月に朝倉市と財団法人秋月郷土館が締結した財団法人秋月郷土館財産の寄附採納に関する覚書に基づき、秋月郷土館を朝倉市が財団法人秋月郷土館から引き継ぎ、平成25年4月から朝倉市が管理運営しようとするものです。

条例の主な内容であります。第1に、秋月郷土館の設置の目的、名称、位置、開館時間、休館日及び事業内容を定めています。第2に、郷土館の管理は教育委員会に委任することを定めています。第3に、入館料に関すること及び入館の制限などを定めています。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行することにしております。

本委員会といたしましては、財団法人秋月郷土館との財産の寄附採納に関する覚書に基づくものであること、市の郷土館に対する重要性の認識のもと、市民の芸術・文化の向上

及び郷土愛の醸成を図るために必要な施設であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第32号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の変更についてであります。

本案は、平成22年度から平成27年度までの6年間で進められている朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）を変更するにあたり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、現在、杷木小学校の敷地内にある杷木学校給食センターは築後34年が経過し、施設の老朽化が著しく業務に支障を来している状況にあるため、杷木中学校の敷地内に移転新築するものであるとのことです。

今回、過疎計画に追加することにより、この事業に対し、過疎対策事業債が活用できるとのことであります。

本委員会といたしましては、朝倉市全体のそれぞれの地域の政策や方向性を決定し、杷木地域においては過疎地域自立促進計画に明記することを要望するとともに、今回の事業が給食センターの改築事業という学校教育環境の向上に資する事業であること、過疎対策事業債は事業費の市負担分の100%を充当することができ、そのうち70%が後年度普通交付税に算入されるため、実質市の負担割合が30%となることなど、大変有利な条件で事業が実施できるため、今般の厳しい財政状況の中、必要かつ効果的な財源措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第33号議案辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

本案は、佐田辺地及び黒川辺地における平成24年度から平成26年度までの辺地に係る総合整備計画を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のため財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

本案は、昨年策定しました辺地総合整備計画のうち、佐田地区及び黒川地区の民間電気通信事業者による光通信サービス環境構築事業費及び辺地対策事業債の予定額の変更を行うものであります。

執行部の説明によりますと、事業費につきましては、額が確定したため減額するもので、辺地対策事業債の予定額の変更については、昨年は事業費の2分の1までしか辺地対策事業債を充当することができなかったものが、この上限がなくなり、市負担分の全額を充当できるようになったため、辺地対策事業債の予定額を増額するものであるとのことです。

本委員会といたしましては、事業費の確定及び辺地対策事業債の増額に伴う計画の変更であり、市にとっても財政負担が軽減されることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第40号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。

本案は、田川地区清掃施設組合が組織の変更により、田川地区清掃施設組合と下田川清掃施設組合の二つの組織となり、田川地区清掃施設組合が退職手当組合から脱退し、もう一方の下田川清掃施設組合が退職手当組合に新たに加入すること。また、福岡県市町村災害共済基金組合が解散することから、退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するものです。

本委員会といたしましては、いずれも退職手当組合の加入、脱退に伴う事務の手続き上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 平田梯子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第19号議案朝倉市情報公開条例及び朝倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案朝倉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案朝倉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第27号議案朝倉市秋月郷土館条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第32号議案朝倉市過疎地域自立促進計画(杷木地域)の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第33号議案辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第40号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及

び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第2号議案ほか9件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 村上百合子君登壇)

○環境民生常任委員長(村上百合子君) ただいま議題となりました第2号議案ほか9件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

それでは、第2号議案平成25年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてであります。

本予算は、総額を995万5,000円で編成しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、住宅資金貸付事業及び水洗化資金貸付事業でこれまでに貸し付けされた資金に対する償還を円滑に進めていくことが本会計の健全な運営に直結するところであります。滞納者に対しては毎月催告書を送付し、夜間電話催告や訪問徴収を行うとともに、償還意識の欠ける滞納者に対しては法的措置の検討を進める。また、可能な限り面談を行い償還意識を高めさせ、少額であっても自発的な償還履行を促していくなど滞納問題の解決に取り組んでいくということでありました。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第4号議案平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、事業勘定と直営診療施設勘定の二つの勘定がありますので、それぞれの勘定ごとに報告をさせていただきます。

まず、直営診療施設勘定につきましては、予算総額を2億6,601万円で編成しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、朝倉診療所は、昭和24年の開設以来、外来診療を中心とした一次医療を提供する国民健康保険直営診療施設として大きな役割を担っているとともに、誕生月健診や特定健診を中心とした保健活動事業についても積極的に取り組んでおり、今後も地域住民の健康増進と安心安全を確保する医療機関としての役割が求められていると

のことであります。

次に、事業勘定につきましては、予算総額を77億5,643万円で編成しようとするものがあります。

執行部の説明によりますと、市の国民健康保険の被保険者数は徐々に減少傾向にあるものの、市内及び近郊に医療機関数が多く、医療提供体制が充実していること。また、今日の医療の高度化や入院の長期化で1人当たりの医療諸費は伸びており、医療費の抑制は厳しいものがあります。

歳入の面でも、被保険者の減少や不況下における所得の減少等もあり、税収の確保も厳しい状況とのことであります。

審査にあたりましては、平成23年度の決算で3億1,400万円の累積赤字を抱え、その対応として、24年度予算の繰上充用を行っていること。さらに、平成24年度の決算では国庫負担金・県の調整交付金の決定がなされていないものの、さらに3億円ほどの赤字となる見込みであることから、その原因と今後の対応について執行部にただしたところであります。

国民健康保険制度が、その性質上、社会保険と比べ被保険者として低所得者の加入割合が高いことや、高齢者が多く加入していることもあり、医療費が増加する中で財政運営が厳しいものとなっております。

平成23年度から平成24年度にかけての医療費が0.5%の伸びであることや、医療給付費が増加する中で、歳入の国庫支出金と県支出金が減っていることを指摘し、医療費増加以外の要因についても説明を受けたところであります。

その原因としては、平成24年度については療養給付費等負担金の超過交付分1億1,600万円の返納金が発生すること、後期高齢者支援金と介護納付金が増高していることも影響が大きいようでありました。

そのほか、原因の一つとしては制度的なものもあり、そもそも、国民健康保険制度としましては、国民健康保険税や共同事業交付金と、保険料と国・県からの調整交付金等のそれぞれ50%で被保険者の医療費を賄っていくことが健全な財政のあり方ではありますが、実際には県・国からの交付金等の割合は、平成20年度から平成23年度まで、毎年度、理想とする50%を下回る45%以下の交付率で推移しているとのことであります。このことは、朝倉市は、前期高齢者の加入率が高く、前期高齢者交付金の額が多いことなどによるのではないかと分析しているとのことであります。

また、制度的には平成24年4月に国民健康保険法の一部改正があっており、この改正で市町村保険者の医療給付費を補てんするがための定率国庫負担金が34%から32%へ減少していることと、これにあわせて県調整交付金が7%から9%へと増となっておりますが、県のほうに追加交付された2%は、福岡県の場合、平成27年度以降の共同事業交付金に関して拠出超過する市町村に対しての部分を補てんしていきたいとの方向づけがされている

ことも、市町村の国保財政にとっての厳しさを増す要因の一つとなっているところであります。

したがって、国では、税と社会保障の一体化ということで議論がなされておりますが、国民健康保険の財政基盤安定のために、さらなる対策を講じてもらいたいと考えているところであります。

また、会計上の赤字対応策としては、考えられるものとして、翌年度予算の繰上充用、保険税の引き上げ、一般会計からの法定外繰入などがあります中で、朝倉市では基金がなくなった後、平成21年度から翌年度予算の繰上充用で対応しているものの、この制度を濫用すべきではないことは執行部も認識しているところであります。

しかしながら、国民健康保険税も平成18年の市町合併を経て、21年度に統一課税としておりますが、現状としては1人当たりの保険税の額は県内28市のうち2番目に高い額となっており、平成24年度ベースで人口割換算すると1人当たり約9万円を超えるような予想がつくため、被保険者が減少していく中で国民健康保険税の値上げをすることはかなり厳しいのではないかと。また、一般会計からの法定外繰入については、平成23年度において県内60市町村のうち、42市町で、総額139億円の繰り入れがなされているものの、国民健康保険の被保険者以外の市民にも負担が生じるのは決して好ましい姿ではないと考えているところであります。

いずれにしても、平成25年度の予算編成の段階で、瞬時に赤字解消がなされるような方策はなく、今後も引き続き収納率の向上に努力するとともに、赤字軽減のため各課で連携して保健事業の推進、あるいは医療費適正化への取り組みに力を入れていきたいとのことでありました。

本委員会といたしましては、収納率の向上に対しては賦課徴収費の額を上げてでも対策を打つべきではないかとの見解から、市税等のコンビニ収納システムの導入や一般質問でも話があったサービスの活用についての考え方を再度確認したところであります。執行部は、それらの効果がどれほどあるのかを検証していくものの、25年度については滞納処分の強化など、現予算の範囲内で取り組んでいき、県内でも下位にある収納率をまずは県平均まで上昇させたいとの回答でありました。それらに対し、一層の努力することに加え、医療費抑制のために各課連携による保健事業の推進にますます努力されるよう要望したところであります。

また、朝倉市のみでなく、県内においても各市町村の国民健康保険の財政が危機的状況であることから、制度的にも抜本的な改善が必要と考え、国に対し要望していくべきであることを指摘しました。

国民健康保険特別会計が会計上繰上充用に頼っている現状を改善するには、政策的判断を要する国民健康保険税の引き上げや一般会計からの繰り入れなどが必要であるとも考えますが、執行部には、そのような状況にあることを十分に理解した上で、本会計の健全な

運営を目指し取り組んでいかれることに期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第5号議案平成25年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本予算は、総額を8億3,526万円で編成しようとするものであります。

本予算は、平成20年4月から開始された75歳以上の方全員と、65歳から74歳の一定の障害のある方を被保険者とした後期高齢者医療制度の特別会計であり、福岡県後期高齢者医療広域連合が主体として運営するもので、市は保険料の徴収や相談、申請や届出の受け付け、保険証の引き渡しなどの窓口業務を行っております。

平成25年度の被保険者数を9,427人と見込んでおり、平成24年度当初予算と比較し、率にして3.1%増での予算となっております。

本委員会といたしましては、本特別会計は、後期高齢者医療制度の運営に基づくものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案平成25年度朝倉市介護保険特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、保険事業勘定と介護サービス事業勘定の二つの勘定が設定されております。

まず、保険事業勘定につきましては、55億6,936万円で編成しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、平成25年度は第5期介護保険事業計画の中間年度であり、予算編成に当たってはその計画に基づいて行っております。歳出の94.6%を占める保険給付費は、認定者数や過去の給付実績から今後の伸びを推計し、前年度と比較して8%の増加を算出しているとのことであります。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、総額を2,286万円で編成しようとするものであります。

本勘定の財源は、介護予防サービス計画費収入であり、歳出の主なものとして介護予防のケアプラン作成に係るケアマネージャーの賃金及び委託料となっております。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第14号議案平成24年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、事業勘定の歳入歳出を430万円減額するものであります。

内容といたしましては、職員の異動に伴う職員給与費の減額、また、平成24年度の保険給付費の決算見込みが平成23年度と比較し0.5%の伸びとなる見込みであります。そのうち高額療養費が平成23年度と比較し5%の伸びが予測されることから予算の組み替えを行うものであります。

本委員会といたしましては、この補正が実態に即した補正であることから、全員異議な

く原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案平成24年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、本特別会計の歳入歳出を799万9,000円増額するものであります。

内容といたしましては、歳入の面での主なものは、平成24年度の決算見込みによる特別徴収保険料の減額、普通徴収保険料の増額のほか、後期高齢者医療保険料の軽減分を公費で補てんするという保険基盤安定制度に基づく一般会計からの繰入金の減額、平成23年度決算時の繰越金、県広域連合からの補助金等の増額があります。

歳出の面では、福岡県後期高齢者医療制度特別対策補助金相当額の一般会計への繰出金の増額及び平成23年の4月分、5月分の後期高齢者医療保険料を保険料負担金として県広域連合に納付しなければならないことなどから、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。

本委員会といたしましては、予算執行上、適正な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第16号議案平成24年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、事業勘定の歳入歳出を109万8,000円増額するものであります。

内容といたしましては、歳入では平成23年度介護給付費負担金の精算、地域支援事業と一般会計の人件費分の組み換え及び歳入不足により介護給付費準備基金の繰入を行うもの等であります。

歳出では、職員の異動による一般管理費の減額、介護予防ケアマネジメント事業費の財源組み換え、平成23年度決算による国及び県への精算返納金であります。

本委員会といたしましては、予算執行上、適正な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第20号議案朝倉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布されたこと等に伴い、規定の整理を行うものであります。

この条例により、朝倉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例のほか、朝倉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例、朝倉市障害程度区分認定審査会の委員の定数等に関する条例が改正されます。

内容といたしましては、障害者自立支援法の題名が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と改正されるとともに、障害程度区分が障害支援区分と改正

されるなどであります。

本委員会といたしましては、本件は法令の改正に伴うものであり、その内容を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第22号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、平成26年4月1日から固定資産税の税率を現行の1.55%から0.05%引き下げて1.5%とするものです。

執行部の説明によると、0.05%の引き下げにより、経済動向も含め、平成25年度をベースに試算すると1億1,600万円の減収となるとのことであります。しかしながら、税率を下げることによる財政の問題については、予算編成の段階できちんと整理するとのことであります。具体的には市税の収納率については平成22年度の現年度分が96.5%、23年度の現年度分が97.1%と改善が見られるものの、いずれも県内都市部の市の平均値98.2%には届いておらず、この値の差を埋めることで試算の減収分については補えるとのことであります。

もともと収納率の向上については、税率の変更に関係なく取り組んでいくものであります。収納率を上げるためにもう一度どうしたらよいか、さらなる収納対策の強化と催告方法の検討などについて、できるだけ滞納にならない収納方法の検討も含めて議論を進めたいとのことであります。

委員会といたしましては、これらの担当課の説明を受けた後、この件については政策的な視点も重要であることと考え、副市長に委員会への出席を願い、そもそも税率を下げることで収納率を向上させることは別物ではないか。また、減収分については、この政策で対応しますといった具体的な政策はないのかなどと問いただし、審査したところであります。

考え方として、朝倉市は課税する対象が額としては大きいものの、その収納率を見ると、平成22年度の普通税の現年度分を見ても県内の市の中で最下位、60市町村でも55位、滞納繰り越し分を見ると60位であり、税として取れる物が取れていないということが分かります。そのため市民の側から見ると、結果としてその負担分が超過税率のほうに行っているのではないかという見方になり、このような状況のままで物事を進めていくわけにはいかないと考え、収納率を県内の平均値まで持っていけば0.05%引き下げた分よりも税収としては多くなるため、そちらのほうに持っていくべきであるとの考えから始まっているとのことであります。もちろん税率を下げることで収納率を上げることは別物であることは認識しつつも、収納率を上げることは当然しなくてはならないことであるため、方法として債権回収機構を作ったり、共同処理をしたり、県の職員を活用したり、いろいろな方法がある中で、その一つとして民間やサービサーを活用することが有効ではないかと考え検討しているとのことであります。

また、今後も市民サービスを低下させることのないよう、行財政改革に取り組んでいく

ものの、それだけで税率を下げることによる財源の補てんができるものではなく、旅行雑費の見直し、市の封筒への広告掲載、契約の見直しなど、小さな見直しでも積み重ねていくとともに、市内の経済そのものを活性化させたいという気持ちは持っており、今行っている中小企業者に対する朝倉市独自の融資、プレミアム商品券の発行、企業誘致なども引き続き取り組んでいきたいとのことであります。

委員会といたしましては、今回の税率の改正が市民サービスの低下につながらないこと、徴収方法の見直しや収納率アップへの取り組みをしっかりと行うよう要望するとともに、固定資産税の標準税率は1.4%であることから、朝倉市としては市民に標準税率以上の負担をしていただいております、税率が高いという意識を持ちながら、今後も市民の負担が軽減できるよう組織風土の改革も含め、さまざまな改革に取り組んでいかれるよう強く要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第24号議案朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、犬・猫等の死体の処理手数料額を現行の2,750円から3,400円に改定しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、この金額の算定に当たりましては、業者への委託料のほかに15%程度の事務手数料を加えることとしており、今日のガソリンや灯油等の燃料費高騰に伴う処理コストの増大等の影響もあるとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とするものの、処理手数料の増額が頻繁に行われることの無いよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本委員会の審査の中で国民健康保険特別会計については、毎年の赤字決算であることや、多くの地方自治体でも同様な厳しい状況であることから、制度的な要因に着目したこともあり、委員会内で国に対して国民健康保険制度の改善についての意見書を提出したいとの提案がありました。よって、後ほど環境民生常任委員会から意見書案を提出させていただきますしたいと思います。このことを申し添えまして報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 第22号議案につきまして、委員会の審査の中身につきまして幾つかお尋ねいたします。

まず1点目が、報告の中で、この案件は政策的な視点も必要だということで、副市長の出席を求めているようです。私、一般質問をさせていただいたのですが、市長の見解といいますのは、朝倉市は税金が高いイメージがあるということが1点、それと市民

に向けて応援をするんだと、活性化をしたいんだというような意見だったと思います。副市長につきましては、どちらかというと朝倉市は税率が県下に比べて高いと、それと徴収率が非常に低いから、そういった意味で市民間の不平等、それから他自治体と朝倉市の位置についての不平等があるということで、微妙に私は視点が違うのかなというふうに思っております。

そういった中で今回委員会といたしまして、政策的な観点が必要だというふうにお考えになってあるのであれば、なぜ市長の出席を求めなかったのか、これをまずお尋ねをいたします。

○議長（手嶋源五君） 環境民生常任委員長。

○環境民生常任委員長（村上百百合子君） お答えいたします。

委員会の中では、この政策的判断ということで、市長か副市長の同席を求めたほうがいいんじゃないかという意見が出ましたので、まず副市長のほうにおいでいただきましてお話を聞いて、聞いた上で、また市長に再度お願いするかということ判断いたしました結果、副市長のほうから今報告いたしましたような内容での提案がありましたので、もうこれですとしましようということでしております。

○議長（手嶋源五君） 6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） わかりました。

では次、2点目をお尋ねいたします。

少子高齢化の中、それから地方財政が厳しい中、朝倉市は私が考えるだけでも下水道や朝農の活用、それからこの庁舎の耐震化など、さまざまな事業を抱えております。そういった中で自主財源が約1億2,000万円弱減るといふ、自主財源がなくなるというのは、私は非常に将来に対して心配であるということをおもっております。こういった自主財源がなくなるという議論は委員会の中でございましたでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 環境民生常任委員長。

○環境民生常任委員長（村上百百合子君） 委員会の中で、1億1,600万円の財源——税収が減少するということに対しての意見はありました。しかしながら、この、先ほど委員会の報告の中にもありましたように、行財政改革や市民のサービスの低下にならないような対策をとっていただくということを強く委員会では要望したところであります。

○議長（手嶋源五君） 6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 委員の皆様もこの案件については重要案件であるというような認識が強いということをおもっております。そういった審議の中で、減収による市民のサービス低下が私はあってはならないというふうに思っております。この市民に向ける減収によるサービスの低下がないということは、どのように委員会として確認をされましたでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 環境民生常任委員長。

○環境民生常任委員長（村上百合子君） 市民サービスの低下についてということですが、これからの、今、法定税率が1.4%ということは、今、市民に負担をかけているということにもつながっている、増税ということですね、今されているということですので、それを下げることに對しては納税しやすいのではないかとということが1点。それから、納税しやすいシステムを今後検討していくということも提案いたしました。コンビニ納税とかそういうことです。それから、財源が減るということに對する、今委員会報告で行ったような内容の提案をさせていただいて報告を受けたところであります。

やっぱり、合併して朝倉市になる前の杷木町、朝倉町では税率が1.4であったということから、市内の多くの方たちは合併後高い税率を払っていたということもありますので、これを少しでも軽減するということで市民のためには、市民の納税対策として一つの案だと思っております。

○議長（手嶋源五君） 6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 済みません、最後の質問です。具体的な政策はないのかということで問いただしたとか、それから組織風土の改革も含めさまざまな改革に取り組んでいかれるようにということで、さまざまな改革というような言葉が出ました。まず具体的な政策です、減収に對する具体的な政策、それから、さまざまな改革に取り組んでいかれるように要望したんですか。そういったさまざまな改革、こういったものは具体的ななどといったものが出ましたでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 環境民生常任委員長。

○環境民生常任委員長（村上百合子君） 先ほどの委員長報告とダブるかもしれませんが、まずは税率が低いということで、税率を上げるためのシステムを改革するとか、民間の有能な機能を利用したサービサーとか、そういう方たちの政策を導入して取り組んでいくということ。また、財源の補てんとして旅行雑費の見直しとか広告の掲載やいろんなことで収入を上げていくということ。それから、今、朝倉市の中小企業に對するいろんな運営に對する融資を計画していくこと。それから、プレミアム商品券などで市内でなるべく買い物をしていただくというような対策を答弁としていただきましたので、そういう、まだほかにもあると思いますが、そういう内容をまずは少しずつ積み重ねていっていただきたいということで、まず私たち委員会としては、固定資産税が、今朝倉市では現行高い標準以上の物をいただいているということを認識しながら、もう少し税率も下げて、それで市民のサービスの向上の低下にならないようなことを強く要望したところであります。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。

以上で質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 村上百合子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第2号議案平成25年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案平成25年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案平成25年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第14号議案平成24年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案平成24年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案平成24年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案朝倉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。9番田中保光議員。

○9番(田中保光君) 賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

委員長報告にもございましたし、私も一般質問の中でも、議案質疑でしたか、申し上げましたように、1億1,600万円、これは減収するということであります。これは減税すれば減収は当然なことでありますけれども、やはりこのことが市民サービスの低下に逆につながるということになると、これは減税の意味が私はなくなってしまうのではないかなど、そういうふうにも思っております。そういうことで執行部としては徴収率の向上あるいは行財政改革等を含めながら、この問題に対処して市民サービスは低下をさせないというような決意でありますので、その件はぜひ頑張ってくださいなと。

ただ、思いますのは、今、朝倉市の税率を引き下げておりますのは、やはり固定資産税関係の大口の部分足が引張っておるのではないかなど。これが取れないと、この今言われます税の納税率の向上、これにはつながっていかないというふうに思うわけですが、そういうものをやっぱり十分に方法を検討していただいて、その納税につなげていただく、そして住民の公平性を保っていただく、そういうことが大事であろうというふうに思います。ひとつ、市民サービスが低下をしないように努力をしていただくということをお願いをして賛成といたします。

○議長(手嶋源五君) ほかに。18番実藤輝夫議員。

○18番(実藤輝夫君) 討論の趣旨は賛成です。

これは減税という意味におきましては、市民こそって期待しているところであろうというふうな判断をいたしております。しかしながら、議案質疑でも私述べましたように、これに関する問題点は多々あるということで幾つか指摘させていただきながら賛成したいと思っております。

まず第1点は、固定資産税そのものが22年度決算で約40億円、そして23年度決算で30億円、そして24年度当初予算で38億円、そして今回当初予算で37億円と、この3年間に3億円の固定資産税の減少を来たしております。今回0.05の引き下げによって1億1,600万円ということになりますと、約5億円近くの固定資産税の減収ということになってくるわけです。

これに対して何らかの措置を講じた上でやるべきではないかという議案質疑で市長にも問いただきました。本来ならば一定の収納体制の強化、あるいは収納率の向上、あるいはその他もろもろの施策の好転に基づいて減税というのが普通の考え方ではないかと思っております。こういったことを税体系そのものの中で今後見直しをしていくべきであるということ

を、ぜひこの問題を指摘しておきたいと思います。

もう1点につきましては、税体系の全体的な見直しということを前提としながら、そしてまたもう1点におきましては、これまで論議されてきました収納体制の強化並びに収納率の向上というのはもう目いっぱい状況になっておるといことで、この点につきましても問題が非常に山積しておると。これをこの1年間でどのように体制を整えていくのかという課題が残っておる。

というのは、この施策が、施行日が平成26年4月1日からである。本来ならばそれ以前に市長は出して、そして26年以降の市長選にこれを打って出るといのが本来のあり方ではないかと。この点については非常にセンシティブなことで皆さんも指摘をされる方もおりましたし、指摘されない方もおるとは思います、本来ならばこういったことを前提として市民に胸を張って0.05%下げるとい形のほうが本来の姿ではなかったのか。私はこのように今までの議員経験から感じます。

以上のような問題点を、ぜひ、ぜひ、市長以下執行部はお考えになって、今後の取り組みをしていただきたい。市民の期待に応えるという意味では私は賛成をいたしたいと思えます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。お二人とも賛成討論ですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時44分休憩

午前11時54分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第3号議案ほか19件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 田中保光君登壇）

○建設経済常任委員長（田中保光君） ただいま議題となりました第3号議案ほか19件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第3号議案平成25年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてであります。予算総額612万4,000円で編成するものであります。

歳入といたしましては、市営住宅4カ所23世帯分、矢野竹・鬼ヶ城の2カ所31世帯分、寺内の34世帯分の簡易水道の水道使用料及び一般会計繰入金が主なものであります。

歳出といたしましては、各簡易水道の電気代、施設維持補修費、水質検査手数料等の維持管理費や嘱託職員賃金等が主なものであります。

審査に当たりましては、施設の老朽化が進んでいることから、今後の簡易水道の整備計画について執行部の考え方をただしたところであります。

執行部の説明によりますと、施設を全体的に整備するとなるとかなりの費用となるため、簡易水道ができた経緯等を吟味しながら検討していくとのことであります。

本委員会といたしましては、安心安全な水の供給ができるよう適正な水質管理を行うための予算措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案平成25年度朝倉市下水道事業特別会計予算についてであります。予算総額21億1,796万円で編成するものであります。

歳入といたしましては、受益者分担金及び負担金、使用料、国庫支出金、一般会計繰入金及び市債が主なものであります。

歳出といたしましては、流域下水道事業に対する建設費負担金等の流域下水道事業費及び一般管理費で1億692万円であります。流域下水道に接続するための公共下水道事業費は10億4,373万円で、平成25年度は33ヘクタールを整備する予定とのことであります。

特定環境保全公共下水道事業は、維持管理費1億4,546万円で、平成23年度に事業が完了した秋月処理区、合併前に整備済みの朝倉処理区では、未接続世帯の接続推進を図り、さらに今後の下水道事業運営に向け、朝倉中央浄化センターについては下水道長寿命化支援制度を活用した実施設計業務を行う予定であります。

雨水幹線整備事業は、古賀地区を流れる堤1号雨水幹線の詳細設計を24年度に行っており、25年度には事業費2,438万円で用地買収・物件補償を行う予定であります。その他、福童浄化センターで処理する汚水排水量1立米につき135円を県に負担する1億5,639万円を含む流域関連公共下水道維持管理費1億9,251万円及び公債費5億6,687万円が主なもの

であります。今後ともさらなる事業推進に努めていくということであります。

審査に当たりましては、一般会計繰入金について基準内繰入金と基準外繰入金の詳細等を確認したところであります。

本委員会といたしましては、生活環境の改善と公共用水域の水質保全及び浸水対策を図る下水道整備推進のための予算措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案平成25年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。予算総額4億2,118万円で編成するものであります。本特別会計は平成20年度で事業の主要な建設工事は終了しているため、現在、維持管理が主な事業となっております。

歳入といたしましては、受益者負担金及び分担金、使用料、一般会計繰入金が主なものであります。

歳出といたしましては、新規公共柵設置等の建設費1,400万円、施設の維持管理費1億4,137万円、公債費2億2,327万円が主なものであります。

平成25年度は、施設の機能診断調査を行い、施設の現況把握に努めるとのことです。

本委員会といたしましては、農業集落の生活環境改善を図る下水道整備事業のための予算措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第9号議案平成25年度朝倉市個別排水事業特別会計予算についてであります。予算総額2億6,492万円で編成するものであります。

歳入といたしましては、分担金及び負担金、使用料、交付金、一般会計繰入金及び市債が主なものであります。

歳出といたしましては、浄化槽設置のための建設事業費7,167万円、維持管理費1億5,763万円、公債費2,829万円が主なものであります。

なお、平成25年度の合併処理浄化槽設置基数は、57基を見込んでいるということです。

本委員会といたしましては、この事業が下水道集合処理区域外地域の生活環境改善につながるものであることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案平成25年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてであります。予算総額を前年同様46万円で編成するものであります。事業といたしましては、鳥集院工業団地の管理業務として調整池など市有地部分の除草、清掃等の管理業務及び下流域の水質調査を実施するものであります。

審査に当たりましては、この特別会計の今後についてただし、存続を確認したところであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第11号議案平成25年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてであります。

本市の工業用水は、すべてキリンビール福岡工場に給水されており、1日1万5,000立米の給水が計画されております。

収益的収入及び支出については、収入に1億2,703万3,000円、支出に1億2,235万6,000円が計上されており、支出の主なものは、配水及び給水費において職員の人件費や両筑平野用水施設管理費負担金等であり、減価償却費においてはダム使用权等であります。

次に、資本的収入及び支出についてであります。収入の753万2,000円は、両筑平野用水二期事業に係る負担金の一部を、利用者であるキリンビールに求めるもので、前年度負担額の2分の1相当額を受け入れるとのことであります。支出の2,324万8,000円は、両筑平野用水二期事業負担金であります。収入が支出に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第12号議案平成25年度朝倉市水道事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出についてであります。収入4億7,256万8,000円の主なものは、給水収益、加入金及び一般会計からの負担金、補助金等であります。支出4億6,870万7,000円の主なものは、職員の人件費や減価償却費、福岡県南広域水道企業団へ支払う受水費等であります。

次に、資本的収入及び支出についてであります。収入の1億6,380万2,000円の主なものは、企業債や一般会計からの負担金及び補助金等であります。支出の2億2,797万3,000円の主なものは、配水管布設工事等の建設改良費や企業債償還金等ありますが、収入が支出に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

本委員会といたしましては、安全かつ安定的に給水するための適正な予算措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第17号議案平成24年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、歳入歳出それぞれ総額1億8,246万円を減額するのとあわせて公共下水道整備事業において、国の緊急経済対策により交付金の追加配分がなされた9,000万円を次年度に繰り越し、事業の推進を促すために繰越明許費補正を行うものであります。

審査に当たりましては、事業費の減額が大きい理由についてただしたところ、国の補助金が申請の75%で決定され、見込んでいた事業が減少したためとのことであります。

本委員会といたしましては、事業推進上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第18号議案平成24年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてで

あります。

本件は、事業費の確定等に伴い、歳入歳出それぞれ1,440万円を増額するとあわせて、農業集落排水施設機能診断調査事業において国の緊急経済対策により交付金の追加配分がなされた1,868万円を次年度に繰り越すために繰越明許費補正を行うものであります。

審査に当たりましては、農業集落排水施設機能診断調査事業について、長寿命化対策のために行われるもので、その内容や対象となる施設等を確認したところであります。

本委員会といたしましては、施設の維持管理上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第25号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、福岡県が行う農業農村整備事業に要する費用に充てるため、受益者から分担金を徴収する事業を追加したいので、この条例を制定しようとするものであります。

内容は、別表に集落基盤整備事業を追加し、事業経費の100分の5を、また、農業水利施設保全合理化事業（水利用再編促進事業（管理省力化施設整備事業））を追加し、事業費の100分の10をそれぞれ分担金として徴収できるようにするものであります。

審査に当たりましては、それぞれの事業の内容及び箇所を確認したところであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第26号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が公布されたこと等に伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

内容は、道路法施行令の引用条文を改めるとともに、道路占用料及び法定外公共物占用料を道路法施行令に定める額にあわせて改定するものであります。

執行部の説明によりますと、占用料については、3年に1回の見直しが行われておりますが、近年の地価の下落によって市道及び法定外公共物の占用料において主に引き下げとなっているものであります。また、占用物件に、太陽光発電設備及び風力発電設備、津波の避難施設が新たに加えられたことに伴い、規定の整備を行うとのことであります。

本委員会といたしましては、この条例改正が法令の改正に伴うものであることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第28号議案朝倉市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてであります。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法により、道路法の一部が改正されたことに伴い、

市道の構造の技術的基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものがあります。

内容は、道路構造令を参酌基準として市道の構造の基準を定めるものであります。

執行部の説明によりますと、道路の連続性やこれまで整備してきた道路構造と一体的に基準を保つことが、安全性を確保する上で重要と考え、市独自の基準を定めるのではなく、参酌基準どおりとしたとのこととあります。

本委員会といたしましては、この条例制定が法律の改正に伴うものであり、また、参酌基準どおりとするとも理解できることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第29号議案朝倉市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本件は、いわゆる地域主権一括法により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

内容は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令を参酌基準として市の基準を定めるものであります。

本委員会といたしましては、条例制定が法律の改正に伴うものであり、また、参酌基準どおりとするとも理解できることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第30号議案朝倉市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてであります。

本件は、いわゆる地域主権一括法により道路法の一部が改正されたことに伴い、道路標識の寸法を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

内容は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を参酌基準とし、市の基準を定めるものであります。

本委員会といたしましては、この条例制定が法律の改正に伴うものであり、また、参酌基準どおりとするとも理解できることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第31号議案朝倉市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてであります。

本件は、いわゆる地域主権一括法により、河川法の一部が改正されたことに伴い、河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

内容は、河川管理施設等構造令を参酌基準として、市の基準を定めるものであります。

執行部の説明によりますと、この条例は準用河川に係る河川管理施設等の構造に関する

技術的基準を定めるものでありますが、朝倉市が指定している準用河川は通堂川のみであるとのことであります。

本委員会といたしましては、この条例が法律の改正に伴うものであり、また、参酌基準どおりとすることも理解できることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第35号議案市道上の事故による損害賠償についてであります。

本件は、市道上の事故によって被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

内容といたしましては、平成24年11月8日午前11時30分ごろ、被害者の所有する塵芥収集車が杷木地域内の市道寒水線を走行中、道路が陥没したため左側後輪が落ち込み、左側後方下部及びタイヤに損害を与えたものであります。

なお、和解につきましては、市が被害者に損害賠償金として23万4,832円を支払う内容となっているところであります。全額、保険で処理されるものであります。

本委員会といたしましては、今回のような市道舗装下の土砂が流出し空洞化している箇所を事前に発見するのは困難であると考えられるものの、今後とも再発防止のために最大限の注意を払い、道路の維持管理をされるよう強く求め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第36号議案市道路線の廃止についてであります。

本件は、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

路線の概要については、来春公民館前線で、幅員2.1ないし4.5メートルで、延長204.9メートルであります。

執行部の説明によりますと、この路線の終点交差点が、道路構造令上、不適切とされる5道路の交差となっていることで、交通安全上に問題があることに加えて、終点付近15.1メートル部分の幅員が極端に狭く危険であることから、来春区内で協議がなされたことにより、この路線を一旦廃止するものであります。

本委員会といたしましては、現地調査を行い審査をいたしました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第37号議案市道路線の認定についてであります。

本件は、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道3路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

各路線の概要であります。

まず、土居丸・小原1号線につきましては、幅員2.6ないし4.5メートル、延長189.8メートルの道路で、前第36号議案で一旦廃止される来春公民館前線の終点部分15.1メー

ルを歩道として管理し、それ以外を認定しようとするものであります。

次に、呑吉4号線につきましては、幅員4メートル、延長1,700メートルの道路で、荒田地区の生活用道路緊急災害時の迂回路として、また、水源の森として公有化された畜産団地活用面からも認定しようとするものであります。これにより荒田地区から来た荒田・呑吉線及び寺内ダムから来た畜産団地線と接続されるとのことであります。

最後に、才田1号線につきましては、幅員5メートル、延長69メートルの道路で、甘木鉄道高田駅へのアクセスを確保すること及び隣接する筑前町との連絡道路として付近住民の利便性の向上を図るため認定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、現地調査を行い審査をいたしました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第38号議案指定管理者の指定についてであります。

本件は、朝倉市たかき清流館条例第11条の規定に基づき、朝倉市たかき清流館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、施設の管理については、平成16年度から18年度はたかき清流館運営組合に委託し、平成19年度から6年間は指定管理者として同組合を指定し、平成24年度までの期限となっていますが、高齢化等の理由により平成25年度以降は管理業務ができないとの申し出があったとのことであります。

選考に当たりましては、公募しましたところ1団体の応募があったとのことであります。その団体について、指定管理者候補者選定委員会において募集要項に定める選定基準に基づき応募団体から提案された事業計画書、収支計画書及び関係資料による書類審査のほか、その団体による説明や質疑応答による聞き取り審査を行い、採点の結果、適格と判断し、株式会社ビクトリーを、指定期間平成25年4月1日から平成30年3月31日の5年間、指定管理者として選定したとのことであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、たかき清流館を中心に、高木地区がより活性化するように取り組むことを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第39号議案字の区域の変更についてであります。

本件は、県営土地改良事業により区画整理事業を実施した結果、字の区域を変更する必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、上秋月地区について換地区を四つに設定していますが、平成20年度から工事を行った川南工区については平成25年度以降に換地処分を予定しており、字が異なる土地は合筆できないこととなっているため、換地処分前に字の区域を変更する必要があるとのことであります。

本委員会といたしましては、区画整理事業に伴い当然に必要なことから、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 田中保光君降壇）

○議長（手嶋源五君） 午後1時30分まで休憩をいたします。

午後零時25分休憩

午後1時30分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、第3号議案平成25年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案平成25年度朝倉市下水道事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案平成25年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案平成25年度朝倉市個別排水事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案平成25年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案平成25年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案平成25年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案平成24年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第18号議案平成24年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第26号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案朝倉市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第29号議案朝倉市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案朝倉市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第31号議案朝倉市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第35号議案市道上の事故による損害賠償についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第36号議案市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第37号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第38号議案指定管理者の指定について（朝倉市たかき清流館）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案字の区域の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員会に付託していた第1号議案を議題とし、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

（予算審査特別委員長 梶原康嗣君登壇）

○予算審査特別委員長（梶原康嗣君） ただいま議題となりました第1号議案平成25年度朝倉市一般会計予算についてにつきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

審査につきましては、3日間にわたり歳入、歳出についての説明を受け、質疑を行うとともに総括質疑を行い、慎重審査に努めたところでございます。

予算の概要につきましては、当初予算規模を272億4,000万円とし、昨年度の当初予算額253億円と比較しますと19億4,000万円、7.7%の増となっておりますが、これは、国の経済対策への対応、国営両筑平野用水二期事業負担金、私立保育園施設建て替えに伴う補助金、甘木地区中心市街地整備事業（第2期）、小中学校パソコン更新経費、災害復旧事業費等によるものです。

歳入につきましては、市税においては地価の下落による固定資産税の減少が見込まれるものの、法人市民税の回復やたばこ税の県分からの移譲等による増が見込まれることから、市税は前年度に比べ約7,200万円、1%の増となっております。

また、地方交付税と臨時財政対策債については、平成25年度地方財政計画において、前年度に比べ地方交付税が2.2%の減、臨時財政対策債が1.3%の増、合計で1.3%の減になっておりますが、これは、国家公務員と同様の職員給与削減分が計上されたこと等によるもので、本市においては前年度に比べ3,000万円、0.3%の減になっております。

これらのことから、歳入の根幹をなす市税、地方交付税、臨時財政対策債等の一般財源総額は約1,900万円、0.1%の微増となり、前年度同様に財源補てんとして基金からの繰り入れに頼ることなく、予算を編成することができたとのことであります。

歳出につきましては、前述しました両筑平野用水二期事業負担金などのほか、昨年発生した災害復旧関連事業に加え、林地保全事業、急傾斜地崩壊対策事業、土砂災害危険箇所点検調査、災害時避難支援計画の策定など、災害復旧を早期に果たし、さらには防災、減災を目指す予算であるとのことです。

本委員会といたしましては、この予算編成が市民の要求や期待に十分応え得るものであるか、緊急性の度合い、不要不急なものがないか、また前年度の決算審査の質疑や意見をもとに、将来の財政状況分析がなされているかなど、さまざまな視点から慎重に審査し、活発な質疑応答がなされたところであります。

討論採決の結果、執行部の説明を了とすところでありますが、地方交付税や臨時財政対策債頼みの厳しい財政状況の中、合併加算の優遇措置の終了後に向け、行政評価システムの活用による事務事業の見直し推進など、行財政の健全化に、より一層取り組まれることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会の審査経過及び結論であります。何とぞ、本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、予算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（予算審査特別委員長 梶原康嗣君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第1号議案平成25年度朝倉市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、総合計画後期基本計画審査特別委員会に付託していた第34号議案を議題とし、総合計画後期基本計画審査特別委員長の報告を求めます。総合計画後期基本計画審査特別委員長。

(総合計画後期基本計画審査特別委員長 梶原康嗣君登壇)

○総合計画後期基本計画審査特別委員長（梶原康嗣君） ただいま議題となりました第34号議案第1次朝倉市総合計画後期基本計画の策定について、慎重に審査いたしました結果、結論を得ましたので、簡潔に御報告いたします。

本案は、昨年12月議会で議決しました朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき、市政の政策及び施策の基本的な方向を定める計画のうち、当該計画の期間が5年以上のものの計画を定めるため、議会の議決を求められているものであります。

第1次朝倉市総合計画は、平成20年度から10年間の行政運営の基本的な指針として定められており、基本構想及び基本計画によって構成されています。

このうち基本計画は前期と後期に分けられ、平成20年度から5年間の計画期間とする前期基本計画が今年度で終了するため、今回、平成25年度から5年間の後期基本計画を策定するものです。

基本計画は、基本構想に示した施策の展開、行政運営の方針及び施策の大綱を踏まえ、今後実施していく施策の概要を明らかにしており、各施策は施策の大綱に従って体系的に示しているものになっております。

主な質疑の内容としましては、まず、財政推計が今回提示されていないとの質疑があり、それに対し財政推計は10年間の見通しとして作成し、毎年見直していく予定であるが、ことについては国の地方財政計画の閣議決定が3月5日まで遅れ、消費税や一般財源の動向の見通しが不十分であり、歳入の見通しが不十分であったこと。歳出は、5年、10年の中期に計画を立てるが、歳入はその時点での制度を前提条件に中期の計画を立てながら、一方で毎年毎年見直しをやる。基本計画と財政推計は切り離して作成しているので、今回の基本計画の議決とは別に今後、議会に対して示していくとの答弁がありました。

次に、朝倉農業高校跡地活用の記載がないとの質疑があり、事業計画ではなく基本計画であるので直接の記載はしていないが、考え方としてはスポーツ・レクリエーション活動の推進の中で総合的な体育施設の検討や農業の6次産業化の推進という表現で盛り込んでいるとの答弁がありました。

また、パブリックコメントについての質疑があり、5名から13件の意見が提出され、意見に基づき文言等の修正を行ったとの答弁がありました。

本委員会といたしましては、策定に当たってパブリックコメントなどによる市民の意見を踏まえ、かつ、まちづくり審議会において十分な議論がなされた中で策定されていることから、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会の審査の経過及び結論であります。何とぞ、本会議におかれましても

本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、総合計画後期基本計画審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総合計画後期基本計画審査特別委員長 梶原康嗣君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第34号議案第1次朝倉市総合計画後期基本計画の策定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案ほか1件の審議を行います。

それでは、第13号議案平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第9号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第41号議案平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第10号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩をいたします。

午後1時55分休憩

午後1時57分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、意見書案の上程を行います。

本日、環境民生常任委員会から意見書案1件、議員から意見書案1件が提出されました。これを一括上程し、提出代表者の説明を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 村上百合子君登壇）

○環境民生常任委員長（村上百合子君） それでは、意見書案第1号につきまして、提出者を代表しまして提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほどの委員長報告で申しましたとおり、朝倉市の国民健康保険特別会計については、毎年歳入不足となっており、繰上充用で対応しております。また、多くの地方自治体で、保険税の値上げ、一般会計からの法定外繰入などが行われながら運営されており、国民健康保険制度が危機的状況であると言わざるを得ません。よって、国民皆保険制度を維持するために、国の責任において財政支援措置の拡充等、健全な国民健康保険制度へ向けた改革が行われるよう要望するものであります。

何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

（環境民生常任委員長 村上百合子君降壇）

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

（9番田中保光君登壇）

○9番（田中保光君） 意見書案第2号について、提出者を代表いたしまして提案理由を御説明を申し上げたいと思います。

先日の3月15日に安倍晋三首相は、関税撤廃を原則とする環太平洋経済連携協定（TPP）交渉に参加することを正式に表明いたしました。その中でTPP参加の意義に関し、高いレベルでの貿易自由化を目指すTPPで海外の成長を取り込まない限り日本の成長はなく、交渉参加は国家百年の計と強調し、国民の理解を求めています。

また、この時期に決断した理由については、仮に7月の参議院選挙後になるとほとんど交渉することは不可能で、参加しないか、全て決まったルールに従って入ることとなると指摘し、日本として守るべきものを守り、取るべきものは取ることを強い交渉力をもって実現することが必要だと述べています。

この環太平洋経済連携協定（TPP）は、一部の工業製品の輸出拡大による経済的メリットと引きかえに、日本の将来の暮らしに大きな影響を及ぼす問題でもございます。また、農産物や工業製品の関税撤廃だけではなく、サービスの自由化や国内制度の規制緩和、撤廃なども幅広く交渉対象となり、日本という国の仕組みや基準が一変しかねないことも考えられます。

このように我が国の農業に対する壊滅的な打撃が予想されるTPP参加については、朝倉市は農業が基幹産業であり、農業・農村が持つ多面的な機能を保持し、さらには、食料自給率の向上や食料安定保障の観点からも農林水産業への十分な配慮を強く要請するものであります。

以上、提案理由を御説明いたしました。皆様方におかれましても御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

(9番田中保光君降壇)

○議長(手嶋源五君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午後2時2分休憩

午後2時4分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより意見書案の質疑を行います。質疑は、申し合わせのとおり同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、意見書案第1号国民健康保険制度の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第2号環太平洋経済連携協定(TPP)への対応に関する意見書の提出についてを議題といたします。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で意見書案の質疑は終わりました。

次に、意見書案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。意見書案第1号については会議規則第35条第2項の規定により、意見書案第2号については会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、意見書案第1号国民健康保険制度の改善を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号環太平洋経済連携協定(TPP)への対応に関する意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、平成25年第1回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午後2時7分閉会